

令和8年度

長与町消防団第二分団・第五分団
小型動力ポンプ積載車購入事業
仕様書

長与町

長与町消防団第二分団・第五分団小型動力ポンプ積載車購入事業 仕様書

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、長与町において購入する小型動力ポンプ積載車(以下「積載車」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2 型式

この積載車の型式は、最新の技術を導入し厳密な設計検査を行い、消防活動に優秀な性能を発揮するよう、製作しなければならない。

3 艀装基準等

車体本体及び装備品は、別途本文に説明のあるものを除き全て新規製品とし、改造にあたっては、全ての点において安全かつ安定した性能を保持するように艀装し、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)など関係法令に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。

4 協議

この仕様書に記載されていない部分はメーカーの標準仕様とし、疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

5 提出書類(1台分)

(1) 承認図 3 部

受注者は、製作に先立ち、この仕様書に基づき承認図を提出して、発注者と製作上の細部にわたり十分打ち合わせるものとする。

(2) 自動車取扱説明書 2 部

(3) 自動車登録申請書(車庫確認書写) 各 1 部

(4) 緊急自動車届出確認書の写し 1 部

(5) 仮受理書交付申請書の写し 1 部

(6) 自動車検査証の写し 3 部

(7) 補助手続きに必要な車両、付属品等の艀装工程写真 4 部

(艀装前及び車両前後、側面及び全景)

- (8) メーカーの出荷証明書 各 1 部
(9) 製作工程表(契約後直ちに提出) 2 部

6 納入検査

納入の際、次の検査及び試験を行う。

この検査結果、本仕様をすべて満足しない場合は、不合格として再加工又は、再製作しなければならない。

- (1) 艀装及び付属品の検査
(2) 外観及びポンプの作動試験

なお、必要に応じて工程検査を行う場合がある。

7 納入台数 小型動力ポンプ積載車 2台

8 納入先 長与町消防団第二分団消防格納庫
長崎県西彼杵郡長与町岡郷35番地1
長与町消防団第五分団消防格納庫
長崎県西彼杵郡長与町三根郷91番地1

9 納入期限 令和9年3月17日(水)

第2章 車種及びポンプ付属品

1 車種

- ア 型式 一般トラック、メーカー公表の最新型式のものとする。
- イ 車型 4ドアダブルキャブ型(パワーステアリング付)、ダブルタイヤ、6速オートマチック
- ウ エンジン エンジン排気量 1,800 cc以上、100PS以上
- エ 車体寸法 車体は、全長 5,000 mm以内、全幅 1,900 mm以内、全高は 2,600 mm以内とする。
※完成車両は、配備先の車庫に完全に入庫できるよう、事前に車庫寸法を計測すること。
- オ 乗車定員 6名
- カ 積載重量 1.0t(ロングデッキ)以上
- キ 車両総重量 3.5t未満
- ク その他 車体メーカーの標準装備(エアコン・パワーウィンドウ・SRSエアバック[運転席・助手席]等)を全て取り付けること。
ただし、詳細については落札業者と別途協議する。

2 ポンプ付属品

- | | | |
|------------|-----------------------|----|
| ア 吸管 | 75 mm × 8m 金具付(LF-RS) | 1本 |
| イ 吸管ストレーナー | ポリストレーナー75A | 1個 |
| ウ 吸管ちりよけ籠 | ポリ製 | 1個 |
| エ 吸管ロープ | 10mm × 10m | 1本 |
| オ 吸管まくら木 | 合成ゴム製 | 1個 |

※ア～エを車体側板一方の吸水口に取り付けること。

片側に新品を取り付け、片側に既存品を取り付けること。

第3章 車体の構造及び艤装

- (1) ボディの一般的装置は、車両規格による。
- (2) キャビンは鉄版屋根とし、ダブルキャブ型4ドア付とし、後部ドアの後方に握り棒を取り付け、運転席、助手席、後部座席のフロアマット(メーカー純正)を敷くこと。また、室内の全席に透明の保護シートを張ること。
- (3) キャビン内運転席及び助手席用アシストグリップ、運転席前左右にサンバイザーを取り付け、各ドアにはサイドバイザーをそれぞれ取り付けること。
- (4) キャビン上部に架台を設け、さらに架台上に電子サイレンアンプ、電動サイレン、赤色警光灯(ボディ前後にも1箇所ずつ)及び所属標識灯を取り付けること。なお、そのスイッチ操作は、運転席、助手席のどちらからも操作しやすい位置にあること。
- (5) 荷台後部にステンレス製の安全手摺を設けること。また、ボディ後部に乗降用ステップを設置し、ステップは縞鋼板を使用すること。
- (6) 小型動力ポンプは既存小型動力ポンプを積載すること。積載方法については、後部ボディ内に引出式複式レールを設け、その上にポンプを積載する構造とし、ポンプは容易に積み降ろしできるものであり、かつ、メンテナンス等が容易な配置とする。また、積載のままでも支障なく放水できるものとする。ポンプとの接続は、固定配管とし、結合部はフレキシブルジョイントとする。また、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実な固定装置を施すこと。床に水が溜まらないようにすること。
(既存小型動力消防ポンプ:トーハツ B-3級 VF53AS・4サイクル3気筒水冷式)
- (7) 吸水口については、75mmポールコック(プラスチック製ストレーナー付)を側板左右に埋込式にて各1個取り付けることとし、左右吸水口には75mm×8mm軽量吸管を取り付けること。
- (8) 放水口(吐水口)65mmポールコックを側板両側に埋込式にて各1個取り付けることとし、左右放水口には65mmネジメス×65mm差込オス媒介金具を各1個取り付けること。
- (9) 吸水口及び放水口のポールコックには排水出来るようにコック付きドレンを設けること。
- (10) キャビンの外側に団員の乗降用の手摺を後部ドアの後部分に取り付けること。また、キャビン内の後部席前に握り棒を取り付けること。
- (11) 艤装の厚さは、補助対象規格に定められている規格以上のものとし、リアステップ、リアフェンダー上部等はアルミ縞鋼板とすること。また、ステップは端部周辺を折り曲げること。
- (12) ボディ側板も構造は鋼板で箱型に組み、上縁は強化のため、コ字折曲げとし、下部内側は山形鋼でボディを緊着する。また、側板後部上縁にはステンレスパイプの握り棒を取り付ける。
- (13) 荷台前方上部に、ホース10本以上を積載できる、すのこ付の二段手すりを備えた棚を設け、設置所については、承認図等により打ち合せの上、取扱いに便利な箇所に取り付けること。ホースが取り出しやすいようにサイドステップを設けること。また、その下部に左右に扉を取り付けた器具収納箱と車体外照明用のLED照明灯を設けること。

- (14) 運転席付近には、電気系統(時計を除く)の全てを切断できるメインスイッチを取り付けて、スイッチ名を付し、スイッチ切り忘れブザーを取り付けること。なお、メインスイッチをイグニッションスイッチに組み込むことは可とする。
- (15) リアステップ上部にシャーシ標準のバックライト、後輪付近には、タイヤ状況が確認できる路肩灯を設け、後退警報器を取り付けること。また、全車輪後部には、泥よけを取付けること。
- (16) 別表の取付品及び付属品は、ブラケットにて取り付け、積載にあたっては、承認図等により打合せの上、取扱いに便利な箇所に取り付けること。
- (17) 車両前部に消防団章、車両前部及び後部に補助赤色灯(点滅式)を取付けること。
- (18) 荷台後部には、伸縮1m可能な外部照明用LED照明灯を取り付けること。
- (19) 荷台前部右側に訓練旗立て用装置(ポンプ照明灯<照明灯に合わせてステー径は任意>兼用)を取り付けること。
- (20) 車体も内外部は、完全に防錆を施し、外部は朱色ウレタン焼き付け塗装とし、仕上げ塗りは3回行うこと。車体の下回りは、ジューボード等で黒塗りとする。また、車体各部及び付属品等、必要と認められるところは、全てクロームメッキを施すこと。
- (21) 車両の両サイドドアに丸ゴシック体(影付)金文字(縦10cm×横10cm)で「長与町消防団第〇分団」(「二」及び「五」とペイントすること。
- (22) また標識灯に丸ゴシック体黒文字(標識灯に収まるサイズ)「第〇分団」とペイントすること。
- (23) 車両の両サイドドアに金線引き及び唐草模様を施すこと。
- (24) 車体後部座席に排気ガスが舞い込む恐れがある場合には、マフラーを延長して排気ガス対策を施すこと。
- (25) ボディ側板は、溶接仕上げにすると共に、各部溶接箇所は滑らかに仕上げること。
- (26) 各種ボルトの締め込みやビス止め箇所は、浮き上がらないように確実にすること。
- (27) 各種電気配線は、専用チューブ等を用いて確実に保護すること。
- (28) 配線又は溶接等の艱装を行う場合は、不必要な穴を開けたり切断を行わないこと。
- (29) 仕様書に記載されていない部分は、メーカーの標準仕様とし、疑義が生じたときは速やかに発注者と協議するものとする。

第4章 修理保証期間

この自動車及び積載品等の修理保証期間は、納入検査合格後2カ年とする。

なお、保証期間後といえども、設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する故障、破損等の場合は無償で取り替え、又は修理を行うものとする。

ただし、使用者の不注意による故障については、この限りでない。

第5章 諸経費

納入までに要する諸経費等は受注者が負担すること。

車両登録に要する経費(自賠責保険料、自動車重量税、リサイクル法関連費用等)については、見積額に含めること。

第6章 その他の取付品及び付属品

その他取付品及び付属品は新品とし、本文記載のほか別表のとおりとする。

また、積載にあたっては、承認図等により綿密に打合せの上、取扱が便利な箇所に取り付けること。

第7章 補 則

- (1) 本仕様書について、疑義及び細部については、すべて係員に連絡の上、指示を受けるものとする。
- (2) ホースについて、製造メーカーの出荷証明及び品質保証書を添付する。
- (3) ポンプを消防団が指定する積載車に安全に積載するための艀装については、受注者の負担とする。

別表 その他取付品及び付属品<1台分>

番号	品名	規格及び品質	数量
1	赤色警光灯	標識灯内蔵 大阪サイレン NP-MLVK2M-A1 型 または同等品以上	1 式
2	電子サイレン	パトライト SAP-520FB 型または同等品以上	1 式
3	後退警報器		1 式
4	自動車用消火器	自動車用 ABC 粉末6kg入	1 本
5	車輪止	合成ゴム製	2 個
6	照明灯(後部)	LD-27Y LED 照明灯伸縮式	1 個
7	照明灯(側部)	LIA-200 LED 照明灯	2 個
8	照明灯(路肩灯)		1 式
9	照明灯(車幅灯)		1 式
10	標識灯	DSC-1 黄色地に別途指定の所属名を黒文字記入	1 個
11	電動サイレン	5SA 型(自動吹鳴走行付き・赤色蛍光灯内蔵)	1 個
12	資器材、器具収納箱	両側面各 1 個	2 式

13	はしご	二つ折り式 3.6m以上、スチール製	1脚
14	タイヤチェーン	スチール製、バンド付	1組
15	スタンドパイプ	6A 単口引上式 L=800 mm程度	1個
16	消防章	車両前部、消防団用	1個
17	訓練旗立て用受け金具	ステンレス製(φ25 mm×250 mm程度)	1個
18	二又分岐管		1個
19	ホース	国家検定品 65mm×20m 1.3MPa 以上白色、 消防用ホース、ホースバンド付	5本
20	消防栓金具	75 mmメスネジ×65 mm差込メス	1個
21	中継媒介金具	自動中継金具、75-65 型	1個
22	消火栓開閉金具	両口用 約 800 mm MH75 キーハンドル	1本
23	管鎗	ストレートノズル、65 mm、赤紐巻き、バンド付	1本
24	無反動ノズル	65A バンド付	1本
25	可変噴霧ノズル	65A DA 型	2個
26	平とび口	約 1.8m カバー付 グラスファイバー柄	2本
27	金てこ	φ25×800	1本
28	剣先スコップ	T 型 850mm	1丁
29	掛矢		1丁
30	ホースブリッジ	合成ゴム製(2個)	1組
31	下回りジーバード塗装		1式
32	スタッドレスタイヤ (ホイールキャップ付)	スペアタイヤ 2本(ノーマルタイヤ)	1式
33	補助赤色灯	大阪サイレン LF-100S または同等品以上	1式

旧車両について

1 車 種 小型動力ポンプ積載車1台

2 車 両

所有分団	車両番号	型式	年式
第二分団	長崎 88 さ 82-54	GB-YY131	平成8年式
第五分団	長崎 88 さ 89-85	GB-YY131	平成10年式

3 旧車両の廃車処分について

- (1) 旧車両については、スクラップ処分とすること。
- (2) 新車両納入後に、納入業者が旧車両を引き取り、道路運送車両法第15条の抹消登録申請を行い、解体処分するものとする。廃車した内容の証明書を長与町役場地域安全課へ提出すること。